

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

株等の譲渡収入のある被扶養者の取扱いについて（通知）

株式、債券、投資信託、外国為替証拠金取引、先物取引等(以下「株等」という。)の譲渡収入については、従来一時的収入として取り扱ってきたところですが、株等を取り巻く状況の変化を勘案し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

については、貴所属所組合員に周知願います。

記

- 1 株等の譲渡収入の定義
被扶養者における株等の譲渡収入については、次のとおり取り扱う。
譲渡収入 = (譲渡価格 - 取得価格)
※株等のみの差益で判断し、売却手数料は含まない。
- 2 株等の譲渡収入のある被扶養者の認定について
株等の譲渡収入については、事業所得者と同様に、1月1日から12月31日までの1年間で判断する。
- 3 株等の譲渡収入の確認方法
株等の譲渡収入については、確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるものにより確認する。
特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。
- 4 株等の譲渡収入のある被扶養者の認定区分
株等の譲渡収入のある被扶養者は、扶養手当の認定をされているか否かに関わらず、その収入(認定基準年額未満の者を含む。)のある間は、すべて特別認定とする。
- 5 株等の譲渡収入が認定基準年額を超過した場合
前年の譲渡収入が認定基準年額を超過した場合、被扶養者の要件を欠くこととする。
(注)下記9から12を参照。
- 6 新規に被扶養者として認定しようとする者が株等を保有している場合
認定しようとする前年の譲渡収入により、認定の可否を判断する。
- 7 株等の譲渡収入が認定基準年額を超過したため被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する場合
認定基準年額を超過して以降1年間で、認定基準年額を超過しなかった場合、再認定できる。

8 認定区分変更日等

上記4・5・6・7による認定区分変更日、取消日、認定日及び再認定日は、確定申告を行った日とする。

なお、「特定口座年間取引報告書」により確認する場合は、当該報告書を受領した日とする。

(注)認定及び再認定できる日から30日を経過して所属所が被扶養者認定・取消申告書を受け付けた場合は、所属所受付年月日が認定及び再認定日となる。

9 保有している株等をすべて譲渡した場合

保有している株等をすべて譲渡した場合は、一時的収入とみなし、すべて譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱う。

ただし、すべての株等を譲渡することが、1年間で複数回行われた場合は、一時的収入とはみなさない。

10 株等を保有し続けている場合の譲渡収入

株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合は、その取引回数にかかわらず被扶養者の収入とする。

11 他の収入との通算

株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなった場合で、当該被扶養者に他の収入があるときは、事業所得者と同様に、株等の譲渡収入については0(ゼロ)として他の収入と通算する。

12 繰越損失の取扱い

株等の譲渡収入などで損失があった場合、翌年以降に繰越できる損失については、考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断する。

13 配当金及び利子

配当金及び利子は、受領した日の収入とする。

14 株等の譲渡収入額等資格の確認

所属所長は、株等の譲渡収入のある被扶養者を把握し、該当者については必要書類の提出を求め資格の確認をする。

15 事務処理

事務処理は別紙により行う。

なお、別紙事務処理は、平成26年1月1日からの株等の取引結果に基づき、平成27年1月1日以降行う。

16 その他

この扱いは、扶養手当の認定基準とは異なるので、事務処理については充分注意すること。

17 適用日

平成26年1月1日

株等については、平成26年1月1日の取引から適用し、平成27年以降の確定申告書類又は「特定口座年間取引報告書」により、その譲渡収入等を確認する。

事務処理について

処理区分	該 当 項 目	
区分変更	1	普通認定の被扶養者に株等の譲渡収入があり、年収が認定基準年額未満(他の収入との合計額)の場合
	2	上記1により特別認定に区分変更した後、株等をすべて譲渡した場合
取消	3	普通認定及び特別認定になっている者に株等の譲渡収入があり、年収が認定基準年額を超過(他の収入との合計額)した場合
再認定	4	上記3により取り消した後、株等をすべて譲渡した又は株等の譲渡収入が認定基準年額未満(他の収入との合計額)となったことにより再認定する場合
新規認定	5	新規に被扶養者として認定しようとする者に株等の譲渡収入がある場合

※既に、特別認定となっている者に株等の譲渡収入があり、認定基準年額未満(他の収入との合計額)の場合は、手続きは必要ない。

1 普通認定の被扶養者に株等の譲渡収入があり、年収が認定基準年額未満(他の収入との合計額)の場合は、以下の書類を提出し、「特別認定への区分変更申告」を行う。

(1) 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「株等の譲渡収入の確定申告を行った日」とし、「理由」は「株等の譲渡収入があるため」とする。

特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。その場合の「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「特定口座年間取引報告書を受領した日」とする。

(2) 1年間の取引結果が確認できる書類の写し(確定申告の際に使用する書類等)

(3) 扶養手当認定簿の写し

2 上記1により特別認定に区分変更した後、株等をすべて譲渡した場合で、扶養手当の認定をされているときは、以下の書類を提出し、「普通認定への区分変更申告」を行う。

(1) 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「株等の譲渡収入の確定申告を行った日」とし、「理由」は「保有する株等をすべて譲渡したため」とする。

特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。その場合の「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「特定口座年間取引報告書を受領した日」とする。

(2) 1年間の取引結果が確認できる書類の写し(確定申告の際に使用する書類等)

(3) 株等をすべて譲渡したことの申立書(別添)

(4) 扶養手当認定簿の写し

3 普通認定及び特別認定になっている者に株等の譲渡収入があり、年収が認定基準年額を超過(他の収入との合計額)した場合は以下の書類を提出し、「取消申告」を行う。

(1) 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「株等の譲渡収入の確定申告を行った日」とし、「理由」は「株等の譲渡収入が認定基準年額を超過したため」とする。

特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。その場合の「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「特定口座年間取引報告書を受領した日」とする。

- (2) 1年間の取引結果が確認できる書類の写し(確定申告の際に使用する書類等)
- (3) 株等の譲渡収入以外に収入がある場合は、その収入の確認できる書類の写し
- (4) 被扶養者証(その他交付されている認定証等を含む)

4 上記3により取り消した後、株等をすべて譲渡した又は株等の譲渡収入が認定基準年額未満(他の収入との合計額)となったことにより再認定する場合は、別添「提出書類一覧表1」に示す書類を提出し、「認定申告」を行う。

〈書類作成上の注意点〉

- (1) 株等をすべて譲渡したことにより再認定する場合で再認定時に扶養手当の認定をされているとき

普通認定となるため、「提出書類一覧表1」は「扶養手当該当者」の欄を確認して書類を整

備する。

なお、表中⑬その他として次のイウエの書類を添付する。

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「株等の譲渡収入の確定申告を行った日」とし、「理由」は「保有する株等をすべて譲渡したため」とする。

特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。その場合の「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「特定口座年間取引報告書を受領した日」とする。

イ 1年間の取引結果が確認できる書類の写し(確定申告の際に使用する書類等)

ウ 株等をすべて譲渡したことの申立書(別添)

エ 扶養手当認定簿の写し

- (2) (1)以外の場合

特別認定として扱うため、「提出書類一覧表1」は「扶養手当非該当者」の欄を確認して書類を整備する。

ア 被扶養者認定・取消申告書

「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「株等の譲渡収入の確定申告を行った日」とし、「理由」は「株等の譲渡収入等が認定基準年額未満となったため」とする。

特定口座で株等を取引する場合は確定申告の必要がないため、証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認する。その場合の「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「特定口座年間取引報告書を受領した日」とする。

(注)再認定できる日から30日を経過して所属所が被扶養者認定・取消申告書を受け付けた場合は、所属所受付年月日が再認定日となる。

イ 表中⑭「認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し」

表中③－２「所得の内容を証明する書類の写し」により確認できる場合は省略できる。

- 5 新規に被扶養者として認定しようとする者に株等の譲渡収入があり、年収が認定基準年額未満(他の収入との合計額)の場合は、扶養手当の認定をされているか否かに関わらず特別認定として扱い、別添「提出書類一覧表１」に示す書類を提出し、「認定申告」を行う。

〈書類作成上の注意点〉

特別認定として扱うため、「提出書類一覧表１」は「扶養手当非該当者」の欄を確認して書類を整備する。

株等の保有に関する申立書

平成 年 月 日

公立学校共済組合静岡支部長 様

所属所コード
所属所名
組合員証番号
組合員氏名 ⑩

私の被扶養者 氏は、所有していたすべての株等(株式、債券、投資信託、外国為替証拠金取引、先物取引等)を平成 年 月 日に譲渡し、譲渡した後は、株等を保有していないことを申し立てます。